

平成26年3月10日（月曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（福本耕太君）	2 番（濱中幸三君）	3 番（山田建之君）
4 番（山崎勝義君）	5 番（佐々木邦久君）	6 番（泊 満夫君）
7 番（山本良熙君）	8 番（上川正衛君）	9 番（井上正清君）
10 番（太田和博君）	11 番（藤本誠助君）	12 番（川口幸路君）
13 番（川本貴也君）		

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 1名

地方自治法第121条による出席者

町 長（三枝邦彦）	副 町 長（難波正樹）
教 育 長（藤本義則）	総務課長兼企画課長（糸 英彦）
税 務 課 長（中井俊博）	福 祉 課 長（須浪宏和）
健康増進課長（奥村 忠）	住 民 環 境 課 長（椎木 孝）
人権対策課長（澤田 穰）	建 設 課 長（樋口英士）
農林水産課長（前田満照）	商工観光課長（宮原正行）
教育総務課長（宮原隆昌）	生涯学習課長（南堀英二）
病院事務長（三木俊明）	水 道 課 長（川本公義）
出納室課長（木下公明）	債権管理室課長（岡田耗使）
総務課係長（三枝恵吾）	総務課係長（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（鳥井基史）	書記（塩本 元）
--------------	----------

議事日程 第2号

別紙のとおり

平成26年3月土庄町議会定例会
議事日程（第2号）

（平成26年3月7日招集）

平成26年3月10日（月曜日）午前9時30分 開議

- 第 1 議案第 1号 平成25年度土庄町一般会計補正予算（第6号）
- 第 2 議案第 2号 平成25年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 3 議案第 3号 平成25年度土庄町大鐔財産区事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第 4号 平成25年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 第 5 議案第 5号 平成25年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算（第3号）
- 第 6 議案第 6号 平成25年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第 7号 平成25年度土庄町水道事業会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第 8号 平成25年度土庄町病院事業会計補正予算（第1号）
- 第 9 平成26年度施政方針大綱について
- 第10 議案第 9号 平成26年度土庄町一般会計予算
- 第11 議案第10号 平成26年度土庄町簡易水道事業特別会計予算
- 第12 議案第11号 平成26年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第13 議案第12号 平成26年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第14 議案第13号 平成26年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第15 議案第14号 平成26年度土庄町大鐔財産区事業特別会計予算
- 第16 議案第15号 平成26年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第17 議案第16号 平成26年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第18 議案第17号 平成26年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第19 議案第18号 平成26年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第20 議案第19号 平成26年度土庄町水道事業会計予算
- 第21 議案第20号 平成26年度土庄町病院事業会計予算
- 第22 議案第21号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第23 議案第22号 土庄町行政組織条例の一部を改正する条例
- 第24 議案第23号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例
- 第25 議案第24号 土庄町教育長の給与、勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部
を改正する条例
- 第26 議案第25号 土庄町財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正
する条例
- 第27 議案第26号 土庄町集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第28 議案第27号 土庄町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例
- 第29 議案第28号 土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正
する条例
- 第30 議案第29号 土庄町看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例

- 第 3 1 議案第 3 0 号 土庄町理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第 3 2 議案第 3 1 号 土庄町小江自治会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 3 3 議案第 3 2 号 土庄町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 3 4 議案第 3 3 号 消費税法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 第 3 5 議案第 3 4 号 土庄町太陽光発電等設備管理基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 3 6 議案第 3 5 号 土庄町地域の元気臨時交付金基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 3 7 議案第 3 6 号 土庄町池西正輝教育振興基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 3 8 議案第 3 7 号 土庄町子どもに対する医療費助成条例
- 第 3 9 議案第 3 8 号 土庄町包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例
- 第 4 0 議案第 3 9 号 土庄町小規模ため池防災対策特別事業分担金徴収条例
- 第 4 1 議案第 4 0 号 土庄町道路線の廃止について
- 第 4 2 議案第 4 1 号 土庄町道路線の認定について

開議

○議長（川本貴也君）

ただ今の出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

これより、本日の日程に入ります。

提案理由に対する質疑（議案第1号～第8号）

○議長（川本貴也君）

日程第1、議案第1号、平成25年度土庄町一般会計補正予算第6号から日程第8、議案第8号、平成25年度土庄町病院事業会計補正予算第1号までの質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、議案第1号から議案第8号までについての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第1号～第8号）

○議長（川本貴也君）

これより、討論、採決を行います。

議案第1号、平成25年度土庄町一般会計補正予算第6号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

○議長（福本耕太君）

1番 福本耕太君。

○1番（福本耕太君）

議案書の8ページ、繰越明許費について公立病院の再編事業費に対して反対いたします。それと、23ページをお開きください。1番下の欄の地域活性化総合事業の200万についてですけれども、新病院建設後の中央病院跡地利用のための予算であります。日本共産党は、新病院建設に反対する立場から、建設を前提とした跡地利用に対する予算に対し、反対をいたします。

○議長（川本貴也君）

賛成討論の発言を許します。

○議長（川本貴也君）

8番 上川正衛君。

○8番（上川正衛君）

8番上川です。新病院につきましては、皆さんの、町民の望みでもあり、これは進めるべきだと思います。そういうことで、賛成いたします。

○議長（川本貴也君）

他に討論ありませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第1号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（川本貴也君）

起立多数であります。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

議案第2号、平成25年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

議案第 3 号、平成 25 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

議案第 4 号、平成 25 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算第 5 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。
よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

議案第 5 号、平成 25 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算第 3 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

議案第 6 号、平成 25 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第 1 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 6 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

議案第 7 号、平成 25 年度土庄町水道事業会計補正予算第 1 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 7 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（川本貴也君）

議案第 8 号、平成 25 年度土庄町病院事業会計補正予算第 1 号について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（川本貴也君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

平成 26 年度施政方針大綱に対する質疑

○議長（川本貴也君）

日程第 9、平成 26 年度施政方針大綱について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

○議長（川本貴也君）

8 番 上川正衛君。

○8 番（上川正衛君）

それでは、町長の施政方針について質問させていただきます。

町長が、第 2 の基本目標とされておられます「誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」についてお尋ねします。「香川県再生可能エネルギー等導入推進基金事業を活用し、やすらぎプラザ、総合会館、新小学校、旧高松法務局土庄出張所の 4 施設に、太陽光発電と蓄電池設備を整備し、災害発生時の防災拠点としての機能強化を図っていく」と書かれておられます。災害発生時の防災拠点というのであれば、私はこの町役場になるべきではないかというふうに思いますけど、そのあたりはいかがでしょうか。

それから、もう 1 つ、第 3 の基本目標とされておられます「子育てしやすく、賑わいのあるまちづくり」についてお尋ねします。「基礎的な学力の向上と個性や創造性を伸ばすことを基本に、国際化、情報化社会に対応できる能力を育むため、教育環境の充実を図る」とあります。子どもたちは、町の大事な宝物であります。教育に力を入れていただくことは、非常にありがたいことだと思っております。そこで町長にお尋ねいたします。本町では去年 10 月より教育長が不在でございました。前岡田町長のときではございますけれども、教育行政のトップがいないという状況がしばらく続きました。そういう状況は、町が教育行政軽視と言われても仕方ないと思います。そういった意味で、今後三枝町長におかれましては、教育に対して、土庄町の教育をどのように進めていっていかれるのか、その方針をお尋ねしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

おはようございます。上川議員さんの質問ですね、まず、再生エネルギーのところですね。この庁舎はどうですか。実はこの庁舎は耐震ができてなくてですね、これをどうするかという話にも多分なつてこようと思いますし、その前にそういう太陽光を置くのもいかなかなということで、新規にですね、新小学校とか高松法務局出張所とか総合会館等々に置こうということで、先そちら

の方が急ぐかなということで、そちらの方に設置をするということにさせていただきます。

それから、教育長の問題でございますけれども、去年の10月1日から不在でございました。2月1日といいますと4か月でございます。この4か月間は教育総務課長が代行ということでやっていただいておりますけれども、何がなんでも2月1日には、就任していただかないといけないなということですね、藤本教育長にお願いした訳でございますけれども、これから藤本教育長もですね、今まで4年間、4か月は空白があったものの、4年間ずっと再編等々に力を入れていただきました。プラス、学校教育においていろんな部分で発揮していただいておりますので、これから香川県とも連携しながら、藤本教育長のこれから手腕ですね、来年4月には小学校も1つになるということでございますので、そのあたりの学校教育向上をどうやっていくかということも、当然先生の配置も重要になってこようと思っておりますし、いろんな環境等々も整えていくなかで、これから教育長中心にいろんな学力向上にも努めていっていただきたいなと思っておりますので、そういうことでこの第3の基本目標ということにさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（川本貴也君）

8番 上川正衛君。

○8番（上川正衛君）

この庁舎が耐震性が保てないということは分かりますけれども、そうであれば、ちょっと話が変わりますけれども、やはりその庁舎に替わるべくそういうふうな施設を手当てしておくというのも1つの方法かと思ひます。高松法務局跡地は、備蓄倉庫とか備品・備蓄物を入れるというのは聞いておるんですけども、仮にあそこがそういった、もし有事の際のそういう対策本部等になるのであれば、いささか手狭であり、もしもあったときは、そういう大勢の人たちが出入りする、そういった施設には不向きかなというふうな気がいたしますので、そういったところの手当てでもですね、今のうちにしていただきたいなというふうに思っております。

それから、教育の話ですけれども、その間教育総務課長が代行ということで頑張っていたいただきましたけれども、やはりトップということで、そういう不在というのはいかがなものかというふうに思っております。そして、新町長になった訳ですから、土庄町の教育について、町長の考えでどんどん教育に対して進めていっていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

○議長（川本貴也君）

4番 山崎勝義君。

○4番（山崎勝義君）

農林業の振興ということで、ちょっと質問させていただきます。「就農初期の負担軽減を目的とした青年就農給付金制度を活用して、新規就農者の支援を継続してまいります」。いま現在、土庄町ではこの制度で実施して2件ほどあると聞いておりますけれども、このことについて、土庄町もぼつぼつ、どういうんですか、街から永住を希望して来よる人がぼつぼつ出てきております。この人たちに対して、その人たちが農業をしたいということになりますれば、どういうんですか、この給付金制度を利用して、町が援助をするということになると思いますけれども、どういう制度でどんななっとなんですか。これちょっと詳しくお願いします。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは山崎議員の質問にお答えさせていただきます。

青年就農支援給付金制度というのはですね、45歳未満の方の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るために、経営が安定した就農直前の所得を確保するための給付金で1人あたり最大150万円ということです。そのなかで、地域農業マスタープランの中で、これからの農業を担っていく中心的な存在と位置づけられた人が対象となります。給付金を除いた本人の所得が250万円を超えた場合は、給付停止となるということです。土庄町では3件、いま対象になっています。

これから、農業はですね、県の方も、企業が農業を参入するというのもやっていますけど、地域でいろいろ皆さん一緒に法人とかつくってですね、やられているっていう地区もありますので、これから農業も力を入れていく産業の1つだと思っているので、そういうこともふまえて、青年のそういう就農の方をこれからもっともっと出て来ていただいたらいいなということで、これからも応援したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（川本貴也君）

4番 山崎勝義君。

○4番（山崎勝義君）

今3件ほど利用しとるそうですが、私がちょっと言いたいのは、どういうんですか、街から来て何も分からん人が農業をしようかということで、支援していただく、年間150万なら150万の支援はありがたいことなんで、これはいい

と思うんですけども、ただ、いま現在利用してる 3 件ある言よるんですけど、その人の状況はよく分かりませんが、その人は地元の人で、農業後継者としておって、その人が新規な新しい作物をつくってする支援だろうと僕は思ってるんですけども。街から来て何も分かん人が、農地も何もない人がするときに来て、町として農地をあっせんするとか、機材をあっせんするとかいうのを、どういうんですか、1 番の問題、農業をするには農地がいる。農地をどのようにして町として支援していくか、そこをちょっとお願いします。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

当然、島外からの移住者の方が中心になってこようかと思うんですけども、それと後継者の方と何パターンかあると思います。そんななかで、島外の方の、農地は持ってなかったら買えないという制度もありますので、そのあたりもふまえてですね、後で前田課長にもちょっとお願いしたいと思っておりますけど、言っていただきたいと思っておりますけど、町としてはこれから先ほど言いましたように、農業の方を中心に、農業も力を入れていこうと思っておりますから、そのあたり緩和できるところは緩和しながらですね、協力できるところは協力しながらやりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（川本貴也君）

農林水産課長 前田満照君。

○農林水産課長（前田満照君）

先ほどの山崎議員の質問の件ですが、いま現在、新規就農されてる状況を説明いたしますと、新規に新しく若い方が始めたイチゴ農家ですけれど 2 名おります。もう 1 件は、都会から帰ってこられた夫婦が、いま現在肥土山の方で就農しております。その 3 件が今、就農給付金を受けております。その青年給付金を受けるということは、先ほど町長が申し上げたように、その地区で中心的な存在で、農業を担っていくという方が、その地域で人・農地プラン、地域農業マスタープランの中で、そういう中心人物として位置づけた人に対して給付する訳で、都会から帰ってこられた人がその給付金を受けるとなれば、その地域で中心となってこれから農業を担っていくというような位置づけられた方に給付する訳で、すぐ帰って来てその給付金を受けるとは、なかなか難しいと思います。帰って来られた方については、家の空き家バンクとかありますので、地区の農業委員とかもおられますので、農業委員会と空き家バンクとセットで、また考えていただいたらいいと思います。

○議長（川本貴也君）

4番 山崎勝義君。

○4番 (山崎勝義君)

もう1回ですけど、前田課長です。今言よった、他所から永住したいという人が農業をしたいということ、肥土山で1件農業しよるということですけども、なかなか今言よんでは、この就農給付金制度を活用するのは難しいと、今ちょっと僕は聞こえたんですけど、そんなに難しいんでしょうか。

○議長 (川本貴也君)

農林水産課長 前田満照君。

○農林水産課長 (前田満照君)

先ほどの質問ですけど、地域農業マスタープランを作成している地区は今、滝宮地区と大鐸地区は今、地域農業マスタープランを作成しております。その作成した中で、その人間が位置づけられた方が今、青年給付金を受けておりますので、その中で地域でそういう将来の農地、人等を考えた中で給付金を受けるという制度になっておりますので、帰ってこられる人がおられたら、その地域でそういう農業をどうするかを考えて、その方が中心的な存在ということで、地域の方が位置づけられた方に対しては、給付金を受けられますので、難しいという意味でありますけど、そういう地域でこれから農業を考えていこうということが計画があがれば、またそれは受けられる立場になると思います。

○議長 (川本貴也君)

他にございませんか。

○議長 (川本貴也君)

2番 瀨中幸三君。

○2番 (瀨中幸三君)

2点ほどおたずねしたいと思います。

1点は第6次総合計画と、この施政方針大綱の関係なんですけれども、第6次総合計画の策定の時点で、私は数値目標を入れたらどうですかという質問をしたと思うんですが、そのなかで、数値目標はなかなか入れられない、各年度とか3年間の中でそういうことも含めて入れていきたいというような回答があったと思うんです。今回も大綱の中に、いろいろ施策を掲げていますが、その中で数値目標っていうのは、ほとんど入ってないと思います。例えば、観光の方でいろいろなイベントとか施策を掲げてますが、土庄町として将来的に観光客、今100万近いんですが、それを150万にするとか、宿泊客を今60万前後らしいですけども、それをなんぼに持って行くとかですね、そういうふうな数値目標、それから先ほど山崎さんの質問にあった新規就農者を将来的にはなんぼに持って行って、土庄町の農業をこのようにしたいとかいうようなこと

を、ぜひ考えていただきたいと思います。それが1点です。

それからもう1点は、11ページに「地域包括ケアシステムの構築を目指します」ということが書いてあります。これとですね、先ほどの企画の中で、福本さんの反対意見がありました、地域活性化総合事業なんですけれども、この地域活性化総合事業とですね、今後構築を目指している地域包括ケアシステムですね、このへんが関係してくるのかどうか、2点お伺いしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

三枝町長。

○町長（三枝邦彦君）

それでは濱中議員さんの質問にお答えいたします。

まず、数値目標ですね。いろんな要素もありますし、どうしようかなと思いつながらですけど、当然大綱ですから前年より悪いとか、前年を下回るということは、当然皆さん考えておらないと思います。当然前年より上回る数字を目標にしてるんですけども、当然小豆島は島ですので、フェリーとか観光業界とかいろんな方がオール小豆島で取り組んでいったら、こういう目標になりますとかいう分もあるし、土庄だけで取り組んだらこういう数字になるという、いろんな捉え方があると思いますから、あえて今回は数字に載せずに、前年よりは上回るという数字の気持ちで書かせていただきましたので、あえて数字は入れませんでした。できるだけ前年は上回るという気持ちでございます。

それから、地域包括ケアシステム。前のときにお話は皆さんしてないかな。今の中央病院の跡地をどうするかという話も絡んでこようと思います。地域包括支援センター。新しい病院も3月14日に入札がある訳でございますが、新しい病院は新しい病院ですけど、土庄中央病院のあの4階建ての建物は耐震ができておりません。それを耐震にして、地域包括支援センターの中身ですね、いろんな中身があると思うんですけども、介護とか医療も当然含んできますし、老人ホーム的な、それからそこで訓練するような所とかですね、そういったのも全部ふまえて、これから4月からですね新しい体制で、そういったのも取り組んでいくということで掲載しておりますので、4月から順次それに取り組んでいきます。よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、平成26年度施政方針大綱についての質疑はこれをもって終了いたします。

提案理由に対する質疑（議案第 9 号～議案第 41 号）

○議長（川本貴也君）

日程第 10、議案第 9 号、平成 26 年度土庄町一般会計予算から日程第 42、議案第 41 号、土庄町道路線の認定についてまでの各議案について質疑を行います。

なお、各議案については、常任委員会に付託する予定でありますので、委員会付託の趣旨を十分ご理解の上、総括的、大綱的な質疑をお願いいたします。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、議案第 9 号から議案第 41 号までについての質疑は。

○8 番（上川正衛君）

議長、質問です。

○議長（川本貴也君）

8 番 上川正衛君。

○8 番（上川正衛君）

議案第 34 号の質問でかまいませんか。

○議長（川本貴也君）

34 号。

○8 番（上川正衛君）

はい。

○議長（川本貴也君）

どうぞ。

○8 番（上川正衛君）

土庄町太陽光。

○議長（川本貴也君）

はい。

○8 番（上川正衛君）

すいません。土庄町太陽光発電等設備管理基金の設置、管理及び処分に関する条例の質問をいたします。ここにありますように、基金ということでございますので、太陽光発電によってですね、電気の売り上げ代金をですね、この基金に積み立てていく趣旨のものか、その設置した施設でですね、使用する電気をまかないつつ、余った分を売電金額をですね、積み立てるのか、そこらへん

がちよっと不明確なので、そこを質問したいと思います。

○議長（川本貴也君）

難波副町長。

○副町長（難波正樹）

上川議員のご質問にお答えいたしますが、基本的には施設で使用してですね、残りの売電を考えておりますので、そういった趣旨で維持管理をしていくということで積み立てるということでございます。

○議長（川本貴也君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（川本貴也君）

ないようでございますので、議案第9号から議案第41号までについての質疑は、これをもって終了いたします。

委員会付託

○議長（川本貴也君）

ただ今議題となっております議案第9号から議案第41号までの各議案については、会議規則第38条第1項の規定により、所管の委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と叫ぶものあり）

○議長（川本貴也君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号から議案第41号までの各議案については、所管の委員会に付託することに決しました。

付託議案の審査内容は、印刷配布しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

散会

○議長（川本貴也君）

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。